| | |
|---|---|
| ⑵　312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。）、60GHzを超え61GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。）、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備 | ⑵　312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備 |
| ［⑶～⑹　略］ | ［⑶～⑹　同左］ |
| ［35～57　略］ | ［35～57　同左］ |
| **別表第三号**（第７条関係） | **別表第三号**（第７条関係） |
| ［１～60　略］ | ［１～60　同左］ |
| 61　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（第49条の14第14号に規定するものを除く。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 | ［新設］ |
| ⑴　57GHzを超え64GHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第12号に規定するものに限る。） | |
| 周波数帯 / 不要発射の強度の許容値<br>55.62GHz以下及び67.5GHzを超えるもの / 任意の１MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下<br>55.62GHzを超え57GHz以下及び64GHzを超え67.5GHz以下 / 任意の１MHz幅における平均電力が（－）26dBm以下 | |
| ⑵　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第13号に規定するものに限る。） | |
| 周波数帯 / 不要発射の強度の許容値<br>55.62GHz以下及び67.5GHzを超えるもの / 任意の１MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下<br>55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下 / 任意の１MHz幅における平均電力が（－）26dBm以下 | |
| 62～65　［略］ | 61～64　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

**第三条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～七十七　略］ | （特定無線設備等）<br>**第二条**　［同上］<br>［一～七十七　同上］ |